

平成 26 年度

諸外国のタックスヘイブン対策税制に関する調査研究

調査報告書

平成 27 年 8 月

金融庁 総務企画局 政策課

委託先 KPMG 税理士法人

目次

第1章 調査の概要	2
第1節 調査の目的.....	2
第2節 調査の内容.....	3
第2章 調査結果.....	5
第1節 米国.....	5
第1款 CFC税制の概要.....	5
第2款 適用除外基準.....	11
第3款 BEPSに関する議論.....	25
第2節 フランス.....	28
第1款 CFC税制の概要.....	28
第2款 適用除外基準.....	31
第3款 BEPSに関する議論.....	36

第1章 調査の概要

第1節 調査の目的

タックスヘイブン対策税制は、軽課税国に所在する子会社等を通じた租税回避行為に対処するため、一定の外国子会社等の所得を国内事業者の所得に合算して課税する制度である。

我が国のタックスヘイブン対策税制（外国子会社合算税制）は、昭和53年に創設されて以降、国際化の進展を受けた様々な改正が行われており、近年では、企業の海外進出のニーズに応じ、統括会社（事業持株会社）に対する適用除外を設ける等の改正も行われている。しかし、特に金融業に関しては、制度創設以降、大幅な見直しは行われていない。

一方、現在、OECDでは、税源の浸食と納税の回避を狙った人為的な利益移転に対して包括的な歯止めをかける目的で「BEPSプロジェクト」が進められているところ、この中で、タックスヘイブン対策税制についても、①適用除外要件、②資産性所得の範囲、③租税負担割合（いわゆるトリガー税率）、④二重課税の排除、⑤条約・国際法との関係の観点から見直しの議論が行われている。

こうした中、今後、特に金融分野に関して我が国のタックスヘイブン税制のあり方を検討する上で参考とするため、諸外国の制度について調査を行うものである。

第2節 調査の内容

1. 調査内容

本調査においては、諸外国のタックスヘイブン対策税制について以下の調査を行う。

2. 調査対象国

米国及びフランス

3. 調査対象項目

- ① 調査対象国のタックスヘイブン対策税制における「金融業（特に保険）」の取扱いについての調査
 - (a) 米国のインカムアプローチ及びフランスのエンティティアプローチにおける金融所得の取扱い
 - (b) 米国のサブパート F 所得における保険所得の取扱い
 - (c) その他
- ② ①について、タックスヘイブン対策税制の適用が除外されている国についてはその適用除外基準の趣旨・法改正の経緯等の詳細の調査（実際の適用状況についても調査する）
 - (a) タックスヘイブン対策税制において適用除外基準が導入されている場合はその趣旨
 - (b) 適用除外基準の税制改正の変遷
 - (c) タックスヘイブン対策税制及びその適用除外基準の適用状況の確認
- ③ タックスヘイブン対策税制（特に金融分野）に関する BEPS の議論の調査対象国での動向についての調査

4. 調査方法

本調査は、文献調査及び KPMG 海外事務所等からの聴取調査を中心に実施するが、具体的な調査方法は以下のとおりである。

- ① 上記調査項目について、KPMG 税理士法人（以下、「東京事務所」という）は、調査対象国の海外事務所へ依頼する作業内容を取りまとめた作業指示書を作成する。なお、比較の観点から、調査報告書において、各国の調査内容及び書きぶりに著しい

濃淡差を生じさせないために、同一フォーマットを使用することにより、調査の効率化及び統一化に努める。

- ② 上記作業指示書及びその他作業に際して必要とされる資料を各海外事務所へ送付し、現地にて調査を開始する。必要に応じて、E-mail 又は電話会議にてディスカッションを行う。
- ③ 海外事務所による調査に先立ち又は並行して、東京事務所において、海外事務所の調査結果を補足するために、調査対象国のタックスヘイブン対策税制を把握する。
- ④ 海外事務所の調査報告に、東京事務所の調査結果を追加して、東京事務所が一体として整合性のある調査報告書を作成する。調査報告書に不備・不明点等がある場合は、適宜海外事務所へ照会し、内容を充実させる。また、調査結果の要約を作成することとする。

注： KPMG では東京事務所・海外事務所のいずれにおいても、資料を作成する際には、一般にアソシエイトがドラフトを作成し、マネージャーがチェックした後、ディレクター及びパートナーが最終確認を行う、という手順を経る。

5. 適用法令

本調査の対象とする適用法令等は、平成 26 年 10 月 1 日現在施行のものとする。

第2章 調査結果

第1節 米国

第1款 CFC 税制の概要

1. 対象外国子会社

米国においても、日本と同様、タックスヘイブン対策税制がある。この取り扱いを受ける外国子会社は、以下の要件を満たす場合である。

- ① 米国居住者株主（米国市民、米国パートナーシップ、米国法人、米国財団・信託）がその外国子会社の議決権を直接・間接に10%以上所有していること（以下、「10%以上株主テスト」という）、かつ、
- ② 当該株主を含む同様に10%以上の議決権を直接・間接に所有するすべての米国居住者が合計で当該外国子会社の議決権又は株式総価値の50%超を所有していること（以下、「50%超所有テスト」という）

これらの要件をともに満たす場合、当該外国子会社は当該米国居住者株主の被支配外国法人（"Controlled Foreign Corporation" 以下、「CFC」という）という¹。

そして、上記①と②の要件を30日以上継続して満たしており、かつ、当該米国居住者株主が当該CFCの課税年度末日に当該CFC株式を所有している場合は、CFC税制のもと、当該米国居住株主はCFCが留保する特定の所得をその所有割合に応じて合算することになる。また、CFCの課税年度のうち一部の期間だけCFCの要件を満たした場合、その期間に応じて、CFCの留保する所得を合算することになる。

2. トリガー税率（租税負担割合）

現地の租税負担割合が、米国連邦法人税の最高税率である35%の90%超（つまり、31.5%超）となる場合、納税者の選択により、タックスヘイブン対策税制の適用を受けない。つまり、31.5%以下の場合、適用除外規定を満たさないかぎり、合算課税の対象となる。

¹ 日本の税制では50%の基準をすべての日本居住者としているという点が異なるところに留意が必要である。

3. 合算対象所得

このような CFC が稼得する所得で、特定の所得に帰属する場合は、合算対象となる（インカムアプローチ）。このように、所得の種類ごとに合算課税の対象になるところは、日本のように、租税負担割合が 20%以下（2015 年税制改正により、特定外国子会社等の 2015 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から 20%未満に変更される。）であり、適用除外基準を満たさない場合は、特定外国子会社等の所得をすべて合算する（エンティティアプローチ）のとは違いがある。²

CFC 合算対象所得はサブパート F 所得といい、低課税国への移転が容易であるとされる典型的な所得である。このサブパート F 所得は CFC のその年度に生じた税務上の利益剰余金を限度とする。当該年度に生じた税務上の利益剰余金を超えるサブパート F 所得は、以下に示す「外国ベース法人所得」を減額させることとなる。そしてその超過分は翌年に繰越されることとなる。サブパート F 所得の種類は以下の通りである。

① 保険又は再保険所得

詳細は後述のとおり

② 外国ベース法人所得（Foreign Base Company Income）

(a) 外国同族会社所得（FPHC : Foreign Personal Holding Company Income）

詳細は後述のとおり

(b) 外国ベース法人販売所得（Foreign Base Company Sales Income）

CFC の設立国以外で製造・生産・発掘され、CFC の設立国以外における使用のため、50%超の議決権株式又は株式総価値を直接・間接に所有している、又は所有されている関連者へ売却、又は関連者から購入される動産の売買から生じる利益や手数料（フィー、コミッション）

(c) 外国ベース法人役務所得（Foreign Base Company Service Income）

CFC の設立国以外で、50%超の議決権株式又は株式総価値を直接・間接に所有している、又は所有されている関連者のために、技術・経営・工学・建築・科学・熟練・工業・商業・その他類似の役務を提供することに対して受け取る所得（報酬や手数料等）

² なお、日本においては、租税負担割合が 20%以下である場合、適用除外基準を満たす場合であっても、一定の資産性所得に関しては、合算の対象となる。

- (d) 外国ベース法人石油関連所得 (Foreign Base Company Oil Related Income)
鉱物の輸送・流通・売却からのように、石油・ガス井から抽出される主産物
である鉱物の精製から生じる米国及びその属領外の所得
- ③ 国際ボイコット国との取引から生ずる所得
- ④ 政府高官へ自己のために直接・間接に支払った非合法的な賄賂
- ⑤ 米国政府が承認しない・国交を断絶している/国交のない・国際テロリズム支援国との
指定を受けた状態になってから6ヶ月後以降、上記の状態でなくなったと認められる
日までの間に当該国から発生した所得

以下、基本的に、金融業³、保険業に関連のある外国同族会社所得及び米国保険者の保険又は再保険所得について限定して、述べることとする。

3.1. 外国同族会社所得 (FPHC : Foreign Personal Holding Company Income)

外国同族会社所得 (内国歳入法第 954 条(c)) とは、前述のとおり、外国ベース法人所得のうちの一つであり、一般に以下に示す所得をいい、一定の要件を満たさないかぎり、合算課税の対象となる。

- ① 配当・利子・使用料 (ロイヤルティ)・賃貸料・保険年金
- ② ①の所得を生むような資産 (例えば、投資資産、株式、パートナーシップ持分) の売却・交換による純利益
- ③ 商品 (Commodity) 取引による純利益
- ④ 外貨の為替差益
- ⑤ 利子相当とみなされる所得
- ⑥ 想定元本契約 (Notional Principal Contract) からの純所得
- ⑦ 配当相当とみなされる所得
- ⑧ 個人役務提供契約 (Personal Service Contract) から受取る所得

適用除外規定の適用を受けるのは、以下のとおりである。

- ① CFC 設立の同一国の関連者から受け取る配当、利子、賃貸料、使用料

³ 以下、「金融業」の中には、保険業は含まないこととする。

- ② 他国の関連者からの配当・利子・賃貸料・使用料。ただし、当該関連者においては能動的所得を原資とした配当・利子・賃貸料・使用料の支払いであること、及び、租税回避行為ではないことが前提である。
- ③ 事業の積極的な活動として非関連者から受け取る賃貸料及び使用料
- ④ 積極的事业において使用される資産の譲渡益や棚卸資産の譲渡益
- ⑤ CFCの事業に係る外国為替差益及び商品取引の純利益
- ⑥ 銀行、金融、保険、証券の積極的活動から生じる所得（詳細については後述参照）
- ⑦ ディーラーによって稼得される所得

ただし、下記のとおり、当該適用除外を受けても、別の種類の法人ベース所得とみなされる可能性もある。

ある特定の取引が、外国同族会社所得と外国ベース法人所得のいずれの定義にも該当する場合がある。通常、このような場合、外国同族会社所得とされる。例えば、関連者とのファクタリング取引から生じる所得は、外国同族会社所得と外国ベース法人役務所得の両方に該当するが、この場合、まずは外国同族会社所得として分類される。ただし、このようなケースにおいて、外国同族会社所得における適用除外規定を満たした場合は、外国ベース法人役務所得として扱われる。そして、最終的に外国法人ベース役務所得の適用除外基準を満たせば、外国ベース法人所得としての取り扱いを受けないことになる。

また、一つの取引に、外国同族会社所得に該当する部分と、外国ベース法人役務所得とに該当する部分が含まれているケースがある。例えば、サービス提供を事業とするCFCによる、当該事業の未収収益に生じた利子が該当する。この場合は、外国同族会社所得に該当する部分と、外国ベース法人役務所得に該当する部分を、それぞれの区分に分けて取り扱うこととされている。

3.2. 保険又は再保険所得

保険又は再保険所得（内国歳入法第 953 条）に係る取り扱いは、米国の生命保険会社が海外で自己の所有する保険を再保険することや、自己が支配する外国保険会社において保険を所有することによる保険業の所得移転を防ぐことを目的としている。

当該保険所得は、後述する特定の除外規定を除いて、当該所得が米国保険会社によって稼得されたなら米国内国歳入法の Subchapter L（保険会社の米国税務に係る一般規則）に基づき課税されたであろう保険又は年金の発行（又は再発行）に係るサブパート F 所得をい

う。サブパート F となる保険所得は、関連・非関連者のリスクの保険や米国内外リスクの保険からの所得を含む。

一般に、保険活動から稼得される CFC の所得は、保険所得（内国歳入法第 953 条）又は外国同族会社所得（内国歳入法第 954 条(c)）のいずれかのサブパート F 所得からなると考えられる。保険所得は通常の保険所得と関連者保険の 2 つがある。内国歳入法第 953 条(a)と(b)は、免除対象とはならない保険所得に帰属する保険引受に係る所得とそれに関連する投資所得を含む一般にいう保険所得、内国歳入法第 953 条(c)は関連者保険である自社専用保険会社（Captive Insurance Company）を規定している。

上述の内国歳入法第 954 条(c) の外国同族会社所得には、内国歳入法第 954 条(1)の積極的な保険活動による適用除外規定の適用を受けないが、後述する免除対象保険所得（内国歳入法第 953 条(e)）を構築する保険料から稼得される投資所得を含む。一方、免除対象保険所得を構築する保険料はサブパート F 所得から除外される。

なお、外国保険会社の保険料総収益⁴の 75%超が CFC 設立国以外のリスクから生じている場合は、上記（1. 対象外国子会社）における 50%超所有テストが 25%超となる⁵。もし 75%以下の場合は、通常の 50%超所有テストの適用を受けることになる。

自社専用保険会社（Captive Insurance Company）

自社又は関連会社のリスクに保険を掛けるための専用の保険会社は、一般に、自社専用保険会社（Captive Insurance Company）と呼ばれている。自社専用保険会社は、バミューダやケイマン諸島などの、米国よりも有利な法制度がある国に設立することに経済合理性があるとして、また、CFC 税制の適用を受けないようにする目的で、10%以上株主テストを満たさないように複数の米国法人が共同して設立するという例が多く存在した。

そこで、自社専用保険会社の所得をサブパート F 所得とするために、1986 年の税制改正によりサブパート F 所得の適用範囲が拡大された。つまり、関連者保険所得（RPII : related person insurance income）をサブパート F 所得とするため、CFC 対象外国子会社の適用範囲を以下のとおり広げ、50%超所有テストを 25%以上とし、10%以上株主テストは適用されないこととした。つまり、自社専用保険会社の対象外国子会社は以下の要件だけとなる。

⁴ 内国歳入法第 953 条(a)(1)に定める年金/保険契約の発行、又は再保険の引受に関するその他の対価も含まれる。

⁵ 内国歳入法第 953 条

- 外国子会社の株式を所有している米国居住者によって議決権または株式総価値の25%以上所有している場合、当該外国子会社は CFC とみなす。

しかしながら、このルールは、関連会社の再保険の割合が全体の20%未満の場合は適用されない。

4. 全所得をサブパート F 所得とみなす規定

CFC の保険所得と外国ベース法人所得の合計が CFC の総所得の70%超である課税年度において、保険所得と外国ベース法人所得を含むすべての所得をサブパート F 所得とみなす⁶。

⁶ 内国歳入法第954条(b)(3)(B)

第2款 適用除外基準

1. 米国実質関連所得除外規定

CFCの米国内の事業活動に実質的に関連する米国実質関連所得（income from sources within the US that is effectively connected with the conduct of a trade or business within the US）は、CFC自身の米国源泉所得として米国法人所得税制のもと課税されるため、CFC税制から除外される。

2. 積極的事业活動による除外規定

2.1. 銀行業、金融業、証券業

内国歳入法第954条(h)は、適用除外として、CFCが銀行業、金融業、証券業を積極的に営む場合には、CFCによって稼得される所得に対して外国同族会社所得の定義の暫定的な除外規定を提供する。特に、特定のCFCの適格とみなされる銀行所得又は金融所得は外国同族会社所得に含まれない。

このような除外規定の適用を受けるためには、以下の2つの要件をともに満たす適格なCFC（Eligible controlled foreign corporation）の適格な所得でなければならない。この要件は毎年確認をすることが要請される。また、このような確認において、すべてのCFCの活動が検討される。

- ① CFCは主に銀行業、金融業、その他類似の事業を積極的に営んでいること
- ② CFCは当該事業について実体のある活動を行っていること

ここで、上記①「CFCは主に銀行業、金融業、その他類似の事業を積極的に営んでいる」とみなされるためには、以下のいずれかの要件を満たす必要がある。

- (a) CFCの総所得の70%超がCFCの設立国において非関連者である顧客に対する積極的かつ日常的な金融活動を通じて直接に稼得されていること
- (b) CFCは銀行業として積極的に活動を行っており、かつ、米国内の銀行として事業を営むためにライセンスされた組織であること（又は、米国でのライセンスを受けていないが、税務当局によって特別に認められた組織）、又は
- (c) CFCは証券業として積極的に活動を行っており、かつ、1934年証券取引法15(a)条のもと証券ブローカー又はディーラーとして登録又は同15C(a)のもと政府証券ブロー

ーカー又はディーラーとして登録されていること（又は、米国での登録はないが、税務当局によって特別に認められた組織）

2.2. 保険業

通常、CFC 設立国のリスク契約に対して発生する保険所得に関しては積極的事業とみなされることからサブパート F 所得にはならないが、さらに **Exempt Insurance Income**（免除対象保険所得）⁷の要件を満たす場合は、CFC の設立国のリスク契約に限定されず、この免除対象保険所得はサブパート F 所得にはならない。

免除対象保険所得とは、一定の要件を満たす保険会社又は一定の要件を満たすその支店により締結された、米国外の資産、米国外の活動により生じた債務、又は米国非居住者の生命若しくは健康に関する免除対象保険契約に基づく保険所得をいい、これらの CFC 又はその支店の当該保険所得はすべて除外規定の適用を受けることになる。これらの一定の要件とは、以下のとおりである。

- ① CFC は設立国において保険又は再保険会社としての規制に準拠しなければならず、非関連者に保険商品を売るためにライセンスを受けているか又は設立国の適切な保険規制当局により規制されていなければならない。(Qualified Insurance Company)
- ② CFC の総所得のうち、全体として 50%超が設立国のリスク⁸⁹契約に係る保険又は再保険からの正味収入保険料でなければならない。当該リスク契約は CFC の関連者が保険契約者、保険年金受取人やその他受益者となる契約ではない必要がある。また、適格とみなされる CFC が軽課税国に事業拠点を置くことを避けるために規定された事業所ごとの同テストにおいて、その事業拠点のリスク契約が 30%超となる必要がある。
- ③ CFC は米国税務原則にもとづく「保険」の事業を営んでいる必要がある。
- ④ CFC がもし米国法人であったなら内国歳入法の保険会社の規定（Subchapter L - 保険会社の米国税務に係る一般規則）の適用を受ける法人であること。つまり、生命保険会社、損害保険会社に該当しなければならない。

⁷ 内国歳入法第 953 条(e)

⁸ 設立国のリスクとは、1) 設立国の資産、又は、設立国の居住者の生命・健康に係るリスク、又は、2) 設立国の活動から生じるリスクをいう。

⁹ 設立国とは、1) CFC の場合は、CFC が設立された国、2) 適格な事業単位で検討する場合は、当該事業単位が保険登録機関によって保険商品の譲渡を認定・認可・登録された国をいう。

- ⑤ クロスボーダー取引における免除対象保険契約から生じる保険所得は、以下の実質活動要件を満たさなければならない。
- (a) 設立国で実質的な保険事業の活動を営んでいること
 - (b) 免税対象保険契約のもと、所得を稼得するために必要な活動をすべて設立国で行っていること

上記(a)と(b)の要件は、全体的な事業規模、収入と費用、従業員数、従業員あたりの収益割合、所有資産の金額、活動の性質・大きさ・相対的な重要性等の事実関係に基づき判断される。

ただし、上記①～⑤の要件を満たす場合であっても、以下のような免税対象保険所得の濫用防止規定があるので注意が必要である。つまり、以下の取引から生じる所得、利益、損失、損金は免除対象保険所得の計算上、考慮されない。

- (a) 日常的・経常的に取引をしていない非関連者から所得を稼得した場合
- (b) 免除対象保険所得、又は保険準備金による投資所得に係る外国同族会社所得のサブパート F 所得の免除規定のいずれかの適用を受けるために、意図的に特定の項目の取り扱いの前倒しまたは繰延べ処理をおこなった場合
- (c) 保険又は再保険契約において米国外のリスクに対して米国居住者に保険商品を販売する場合、または、その契約が米国内外の両リスクをカバーし、CFC が米国税務当局（IRS）によって要求される同時文書記録の保管やレポートの申請をしていない場合
- (d) 複数の支店を所有する場合に、それらの支店間の所得を反映するために、契約やその所得の融通等をした場合（上記に示す事業単位のテストなど）。
- (e) 関連者による発行、または再保険の契約が再発行された場合

以上の免除対象保険所得の規定は 2013 年度まで適用されることになっていたが、2014 年度（つまり、2014 年度中に開始する事業年度）まで延長された。

（まとめ）CFC に該当する保険業の取り扱い

通常、10%以上株主テストと 50%超所有テストを満たす場合、外国法人は CFC とみなされるが、CFC に該当する保険会社には以下のような特例がある。

- ① CFC 設立国以外での保険総収益が 75%超である場合は、50%超所有テストに代わって 25%超所有テストになる。

- ② 自社専用保険会社（Captive Insurance Company）については、10%以上株主テストの適用はなく、50%超所有テストに代わって25%以上所有テストが適用される。ただし、当該保険の割合が全体の20%未満である場合は、当該特例は適用されない。

CFCに該当する保険会社の所得で合算対象となるサブパートF所得は、以下のとおりである。

- ① 保険所得（保険に係る引受所得及びそれに係る投資所得）
② 10%以上株主テスト及び50%超所有テストを満たす場合の保険以外の投資所得

しかし、以下の保険所得は、合算対象となる保険所得から適用除外とされる。

- ① 設立国のリスクに帰属する保険所得（保険に係る引受所得及びそれに係る投資所得）は積極的事業活動による所得とみなされ、合算対象の所得とはならない。
② 米国実質関連所得とみなされる保険所得及びその他の投資所得は、CFCにおいて米国で税務申告の対象となる所得であり、合算対象となる所得とはならない。
③ 上述したように免除対象保険所得は、合算対象となる所得とはならない。

2.3. その他

下記の所得が外国同族会社所得とみなされるかどうかは、第1款 CFC税制の概要の3.1.の外国同族会社所得で説明をしたように、その資産の用途（投資目的か事業目的か）による。つまり、積極的な事業目的としてその資産が使用される場合は、外国同族会社所得から除外される。

- ① 配当・利子・使用料（ロイヤルティ）・賃貸料・保険年金の所得を生むような資産（例えば、投資資産、株式、パートナーシップ持分）の売却・交換による純利益、
② 商品（Commodity）取引による純利益、
③ 外貨の為替差益、
④ 利子相当額

3. デミニマス除外規定

CFCの保険所得と外国ベース法人所得の合計がCFCの総所得の5%、又は1,000,000ドルのいずれか小さい方よりも少額である場合、外国ベース法人所得又は保険所得となるCFCの所得はないとみなす（De Minimis Rule）。

4. 適用除外基準の変遷

4.1. 金融所得の適用除外規定

概要

1962年に施行された内国歳入法第954条によって、CFCによって稼得された特定の銀行又は金融所得に対して外国同族会社所得に適用除外規定が設けられることになった。これらの適用除外規定は、1986年Tax Reform Actによって廃止された。続いて、1997年Taxpayer Relief Actによって施行された内国歳入法第954条(h)は、積極的な銀行又は金融所得に関して一年間の暫定的な適用除外規定を設けた。この規定は後に、議会によって数度の延長や修正が加えられ、直近の修正案は2011年末日まで有効であった。現在、2014年中に開始する事業年度まで延長されている。

1962年 Revenue Act

当該サブパート F 制度は、銀行、金融、その他類似事業の積極的な活動から稼得された特定の所得に対して外国同族会社所得の定義に適用除外規定を設けることとなった。この適用除外規定は、一般に、銀行・金融・その他類似事業の積極的な活動により稼得した配当、利子、及び株式又は債権の譲渡・交換から生じた譲渡益に適用された。非関係者からの所得についてのみ適用された。

外国同族会社所得に対するその他の適用除外規定は、銀行・金融・その他類似事業の活動を通して関係者から受取られた利子について規定されている。この適用除外規定はその関係者も銀行・金融・その他類似事業の活動に従事していることを前提に、お互いの事業は主に非関係者と行われなければならなかった。

1986年 Tax Reform Act

当該改正法に基づき、外国同族会社所得の範囲が実質的に拡大された。大きな変更の一つは、銀行・金融事業から稼得した配当、利子、譲渡益に対する適用除外規定が削除されたことであった。また、上記関係者の適用除外規定も削除された。1986年Tax Reform Act後は、それらの事業から生じた所得は外国同族会社所得を構成することになった。

立法の歴史において、銀行・金融所得の適用除外規定は、納税者が米国における税務メリットを最大化するように、外国へと所得を迂回させる過度の機会を提供することになった。

議会は、融資資金の源泉や活用、融資資金に関連した主たる活動が別の地域である場合でさえ、単に、都合の良い地域において法人を設立し、その法人において融資を記帳することによって、融資活動の拠点を自由に決定できると考えた。配当、利子、株式や債券の譲渡益について本質的に自由に操作が可能であるとみて、議会はそれらの所得に関する継続的な繰延を認めることは不適切であると考えようになった。そのため、それらの所得が銀行・金融・保険業を扱う企業が受取ったものであるかに関らず、それらの所得はサブパート F 所得の対象となる外国同族会社所得として扱うべきであるとの結論に至った。

1997年 Taxpayer Relief Act

当該改正において、内国歳入法第 954 条(h)を加えることで、積極的な金融事業に対して外国同族会社所得を暫定的に除外する規定を再び導入した。本条は、積極的な銀行・金融・その他類似事業を主に行う CFC によって稼得された所得を外国同族会社所得から除外するものである。この除外規定は 1998 年以降に開始する事業年度に有効となった。

サブパート F 制度の歴史的な変遷は、消極的所得や容易に移すことができる CFC の所得を米国株主の所得に含めることを目的としてきた。議会は、1986 年 Tax Reform Act による銀行・金融・その他類似事業の積極的な活動によって生じた所得を適用除外する規定の削除が、サブパート F 制度を積極的所得や容易に動かさない所得にも適用されることになってしまったと認識した。そのため、1997 年 Taxpayer Relief Act のもと、銀行・金融・その他類似事業の積極的な活動から稼得した所得を外国同族会社所得から 1 年暫定的に適用除外することとした。

この適用除外規定はそれらの事業を主に積極的に行っている CFC に適用した。以下の要件を満たす場合には、法人は主に銀行・金融・その他類似事業を積極的に行っているとされた。

- ① CFC の総所得の 70%超が CFC の設立国において非関連者である顧客に対する積極的かつ日常的な金融活動を通じて直接に稼得されていること
- ② CFC は銀行業として積極的に活動を行っており、かつ、米国内の銀行として事業を営むためにライセンスされた組織であること、又は
- ③ CFC は証券業として積極的に活動を行っており、かつ、1934 年証券取引法 15(a)条のもと証券ブローカー又はディーラーとして登録又は同 15C(a)のもと政府証券ブローカー又はディーラーとして登録されていること

CFCは上記の要件のうち、いずれか一つを満たさない場合は適用除外規定の適用は受けられない。

1998年 Tax and Trade Relief Extension Act

当該改正は、銀行・金融・その他類似事業又は保険業の積極的な活動から生じた特定の所得の一年間の暫定的な適用除外規定の延長及び修正を含んでいた。この適用除外規定は1999年に始まる課税年度に適用された。

その他、改正法のもと、適用除外規定に関して延長（修正を含む）がされ、現在に至っている。

4.2. 保険所得に係る適用除外規定

概要

1960年に外国保険会社の米国事業に関して調査を開始し、租税回避目的の外国保険契約について焦点が当てられた。しかし、実際に、米国親会社の外国子会社の保険活動から生じる米国での課税の繰延に関して、サブパート F 所得を規定したのは、1962年 Revenue Act である。

1962年 Revenue Act

導入された内国歳入法第 953 条において、米国リスクを保険又は再保険することにより受け取る保険料がその年度の総保険料収益の 5%を超える場合に限り、当該保険料がサブパート F 所得とされるとした。また、そのほか、内国歳入法第 957 条(b)において、当該保険所得を米国株主がいつ合算すべきかについて定義した。この定義のもと、CFC に適用される 50%超議決権所有テストが通常 25%超議決権所有テストに遡減された。一方、10%以上株主テストはそのままであった。1962年 Revenue Act において、さらに、保険会社が将来の損失に対する準備金から生じる投資所得は、それが第三者から稼得されるなら、外国同族会社所得から除外するとした。

1976年 Tax Reform Act

当該改正において、外国同族会社所得からの追加除外と保険引受所得に対するソーシングルールが新しく規定された。外国同族会社所得からの追加除外については、関連者以外と

の取引から生じた配当、利子、株式や債券の譲渡益であり、その年度に稼得した総保険収益の 1/3 であるかぎり、適用除外されることになった。この 1/3 の規定は、米国の保険法において、準備金として要請される資産の額である。また、それまでは不明確であったソーシングルールについて、米国リスクの保険から生じる保険引受所得は米国源泉であるとみなし、それ以外は米国外の源泉所得とみなした。

1984年 Deficit Reduction Act

当該改正において、主たる被保険者が関連者であり、そのリスクが CFC の設立国以外である場合、その保険又は再保険契約に係るサービスから生じる所得は、外国ベース法人役員所得とみなすとした。

1986年 Tax Reform Act

当該改正では、主に以下のさまざまな改正がなされた。

- ① サブパート F 所得に該当する保険所得の概念を米国リスクだけではなく、CFC の設立国のリスク以外の保険及び年金契約から生じるすべての所得を含むとした (Same-Country Income Exception)。
- ② 5%以上のデミニマス除外規定を削除した。
- ③ 通常の 50%超所有テストと保険会社の 25%超所有テストを議決権だけではなく、株式総価値も含めるとした。
- ④ 自社専用保険会社 (Captive Insurance Company) に関する規定を導入した。1970年代後期から 1980年代中期にかけて生じた米国での保険危機により、米国で保険を締結する機会が失われ、米国の保険規則を回避又は軽減するために、多くの同じ産業内の企業が共同して、自社又はその株主のリスクを引き受けるために外国に保険会社を設立した。この結果、保険・再保険所得にも適用されていた 10%以上株主テストのため、多くの米国法人は CFC 規則の適用を回避していた。そのため、25%超の所有テストを 25%以上の所有テストに変更するとともに、当該保険会社に関しては 10%以上株主テストを廃止した。ここで、納税の仕方は、通常の CFC 規則による合算課税のほかに、直接 CFC が米国に納税することが選択できるとした。

- ⑤ 準備金に係る投資所得の除外規定と外国同族会社所得からの追加除外規定（1/3 規定）の削除をした。
- ⑥ 議会は否定的であったが、保険業を積極的に営む特定の CFC は過去の保険所得及び外国同族会社所得の欠損金と相殺することが引き続きできるとした。
- ⑦ 以下に示す消極的外国投資会社（"Passive Foreign Investment Company" 以下、「PFIC」（ピーフィック）という）が導入された。

1988 年 Technical and Miscellaneous Revenue Act

当該改正は、主に以下のマイナーなものであった。

- ① 外国保険会社を米国税務上米国法人とみなすことを可能とした。
- ② 保険業を営む外国支店を米国税務上 CFC とみなすことを可能とした。
- ③ 一定の限定のもと特定の関連外国法人の配当可能利益のマイナスとサブパート F 所得を相殺することを可能とした。

1998 年 Tax and Trade Relief Extension Act

当該改正では、上記の Same-Country Income Exception に代えて、Qualified Insurance Company による Exempt Insurance Income（免除対象保険所得）として適用除外規定を導入した。また、米国リスク・関連会社のリスク以外のリスクに関しては設立国のリスクが全体としてほとんどすべてであるような場合は、そのような所得はサブパート F 所得としないとすることができた。

以上、上述のような改正がなされ、現在に至っている。

CFC 税制に類似する消極的外国投資会社 (PFIC: Passive Foreign Investment Company)

1. 背景

CFC税制とは別に、米国株主がその所有割合の多寡に関係なく、消極的な事業を営む外国法人株式を所有する場合、PFIC税制の適用を受けることになる。PFIC税制は所有する外国法人から一定の配当を受けずにその外国法人に利益を留保する場合は、その利益の留保に対してペナルティを課すものである。ただし、米国株主がCFC税制に基づき外国法人の所得につき合算課税の適用を受けている場合は、当該PFIC税制の適用を受けることはない。

2. 定義および特別規定

内国歳入法第1297条(a)においては、外国法人が所得テストまたは資産テストに該当する場合、PFICであるとされる。これらのテストの概要を以下に示す。

1) 所得テスト

所得テストにおいては、外国法人のある課税年度の期間中の総所得の75%以上が消極的所得である場合、当該外国法人はPFICとされる¹⁰。

2) 資産テスト

資産テストにおいては、外国法人のある課税年度の平均資産額の50%以上が消極的資産である場合、当該外国法人はPFICとされる¹¹。一般的に、消極的資産とは、消極的所得を稼得する資産、または、消極的所得を稼得するために保有されている資産である。資産テストは、総額ベースで実施されるため、負債は考慮されない¹²。公開会社の場合は、資産テストにおいては時価を用いることが要求される¹³。

3) PFIC税制上の消極的所得とは

内国歳入法第1297条(b)(1)において、消極的所得とは、内国歳入法第954条(c)¹⁴で規定されている外国同族会社所得をいい、配当、利子、賃貸料、ロイヤルティ、年金等が含まれる。

¹⁰ 内国歳入法第 1297 条(a)(1)

¹¹ 内国歳入法第 1297 条(a)(2)

¹² Notice 88-22

¹³ 内国歳入法第 1297 条(f)(1)(A)

¹⁴ 内国歳入法第 1297 条(b)(1)

また、そのような所得の稼得に関連する資産を売却または交換することによる利益も含む¹⁵。しかしながら、PFIC税制上、以下のものは消極的所得に含まない。

- ① 米国内における銀行業の免許を保有する金融機関の積極的な銀行業務から稼得される所得、
- ② 保険業を主たる事業とする企業の積極的な保険業務から稼得される所得で、その業務を米国内で行っていたとする場合にはサブチャプターL（保険会社に係る米国税務）に規定される税制の対象となる所得、
- ③ 関連者（内国歳入法第954条(d)(3)の定義による）から受領し、かつ、消極的所得でない所得に合理的に配分される利子、配当、賃貸料またはロイヤルティ所得、または、
- ④ FSC (Foreign Sales Corporation、外国販売会社)の外国貿易所得、または輸出業者の輸出による所得¹⁶

内国歳入法第954条(d)(3)においては、「関連者」とは以下のように定義されている。

- ① 個人、法人、パートナーシップ、トラストまたは遺産財産で、ある外国法人を支配している、または外国法人により支配されているもの、または、
- ② 法人、パートナーシップ、トラストまたは遺産財産で、ある外国法人を支配する同一人物（複数もありうる）により支配されているもの

「支配」とは、法人に関して言えば、直接または間接に、当該法人の議決権を有するすべての種類の株式の議決権総数の50%超、または株式総価値の50%超の所有権をいう。

4) Subsidiary Look-through Rule

ある外国法人がPFICに該当するか否かを判定する際には、当該外国法人が直接または間接に他の会社の株式価値の25%以上を所有する場合、当該外国法人はあたかもその他の会社の資産をその持分割合に応じて直接所有しているとみなされる。また、その他の会社の所得についても、その持分割合に応じて直接受け取っているとみなされる¹⁷。

5) Related Party Look-through Rules

前述のように、消極的所得には、内国歳入法第954条(d)(3)で規定されている関連者から受領し、かつ、消極的所得でない関連者の所得を原資として分配される利子、配当、賃貸料

¹⁵ 内国歳入法第 954 条(c)(1)(B)

¹⁶ 内国歳入法第 1297 条(b)(2)

¹⁷ 内国歳入法第 1297 条(c)

およびロイヤルティ所得は含まない¹⁸。たとえば、関連者から受け取る機械の賃貸所得が、その関連者がある機械を使用して稼得した積極的所得を原資に支払われたものであるなら、当該賃貸所得は消極的所得とはみなされない。

6) Domestic Corporation Look-through Rule

外国法人が米国法人の株式を25%以上所有している場合に適用される。このような場合、ある外国法人がPFICに該当するか否かの判定をするにあたり、米国法人に所有されている「Qualified Stock」は、積極的資産とされる。

「Qualified Stock」とは、内国歳入法第1298条(b)(8)に、米国法人の株式で、法人課税の適用を受ける一般法人である法人の株式であり、かつ、規制投資会社（regulated investment company）にも不動産投資信託（real estate investment trust）にも該当しない株式、と定義されている。このLook-through Ruleが適用できるか否かについては、別途規定があるので留意が必要である。

なお、場合によっては、上記4)のSubsidiary Look-through Ruleと上記6)のDomestic Corporation Look-through Ruleの双方が適用しうると考えられるが、どちらの規則が優位とされるかについては明らかでない。

3. PFIC税制が適用された場合の税務上の取り扱い

以下はPFIC税制がPFIC株式を所有する米国株主に対してどのように適用されるかについて大まかに説明したものである。適用されうる複雑な規定（および税法上の選択）については、ここでは論じないこととする。

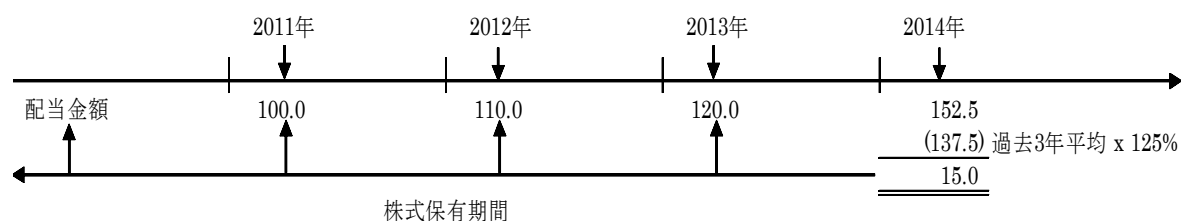
1) 適格選択基金（Qualified Electing Fund : QEF）の選択をしない場合

PFIC株式を所有する米国株主は、每期、当該PFIC株式の持分について申告しなければならない。さらに、PFICからある一定の金額を超える分配またはPFIC株式の売却益は、特別な規則の対象となる「超過配当」とされる。そして、超過配当は、本来早期に配当をしておくべきであったのを今まで遅延させたとみなされ、延滞利子税の対象となる。当該延滞利子税は、超過配当を米国株主によるPFIC株式の所有期間に均等に按分したうえで過去に遡及して計算される。さらに、PFICに該当する期間の超過配当は、各期間中適用される最高税率で課税される（内国歳入法第1291条(a)(1)及び(c)(2)）。この制度のもと超過配当はPFIC

¹⁸ 内国歳入法第1297条(b)(2)(C)

から金銭または財産の分配があったときには随時発生することとなる。ここで、ある分配が直近3年間の平均配当の125%を超える部分をもって超過配当とする¹⁹。

たとえば、米国株主が2011年、2012年および2013年（PFICに該当した期間と仮定）に、それぞれ100ドル、110ドルおよび120ドルの配当を受け取ったとすると、平均配当は110ドルとなる。もしこの米国株主が2014年度に152.5ドル受け取った場合、15ドル（ $= \$152.5 - \$110 \times 125\%$ ）は超過配当となる。この超過配当はその米国株主の各株式所有期間に按分され、PFICに該当した期間の2011年、2012年および2013年度に按分された超過配当は各年度の最高税率で課税され、延滞利子税も課される²⁰。一方、152.5ドルの内、PFICでなかった期間に按分された部分、及び2014年に按分される137.5ドル（ $= \$110 \times 125\%$ ）は通常の所得（Ordinary Income）として累進税率に基づき課税される。



2) 適格選択基金（QEF）の選択をする場合

米国内国歳入法上、PFIC株式を所有する納税者について救済を与えている。すなわち、このような株主がPFICを「Qualified Electing Fund(“QEF”)：適格選択基金」として取り扱うことを選択するならば、救済が与えられる。具体的には、その選択がなされると、米国株主はQEFの利益のうち自己の持分に対応する金額および純キャピタル・ゲインを自己の所得に含めて申告しなければならない。これは、たとえそのような利益の配分が実際には行われなくても、毎年申告しなければならない²¹。

このような所得を当期の所得に含めることにより、米国株主は、延滞利子税を課されずに済み、その所得に対する税金を低い税率で納付することができる可能性がある。さらに、QEFを処分する際のキャピタル・ゲインは優遇税率で課税されることになる。

その上、PFICが税務上の配当可能利益から実際に分配を行った場合に、すでに株主においてQEF課税がなされていたとき、その分配は配当とは見なされず、税務上の配当可能利益

¹⁹ 内国歳入法第 1291 条(b)(2)

²⁰ 内国歳入法第 1291 条(c)(2). 適用利率は短期連邦利率に 3%加算したものである。内国歳入法第 6621 条(a)(2)

²¹ 内国歳入法第 1293 条(a)(1)

を減少させるのみである²²。すなわち、すでにQEF課税により課税済みの所得の分配は、実際に株主が配当を受け取ったときに再度課税されることはない。

3) PFIC株式のMark-to-Market Election

公開会社であるPFICの株式を所有する米国人は、「Mark-to-market Election」という選択が可能である。これを選択すると、選択した課税年度について、以下のいずれかが適用される。

- ① 米国株主はPFIC株式の時価が株主の調整後株式簿価を超える金額を所得に含めなければならない。または、
- ② 調整後株式簿価が時価を超える場合は、次のうちいずれか小さい方の金額を税務上損金とすることができる。
 - (1) 当該超過分、または、
 - (2) 当該株式に係り過去に益金として加算した金額（損金分は差引く）²³。

4) 申告方法

PFICの米国株主は、Form 8621を申告書に添付しなければならない。また、QEFの選択等の、PFICに係る選択は、当該Formにて行う。

²² 内国歳入法第1293条(c)

²³ 内国歳入法第1296条(a)

第3款 BEPSに関する議論

1. 「United States Job Creation and International Tax Reform Act of 2012」²⁴

サブパート F 規則に一定の修正が加えられた。この修正案には、(1) サブパート F 所得に軽課税所得を追加すること（サブパート F 所得の範囲の拡大）、及び(2) 外国ベース法人所得から法人販売所得及び法人役務所得を除外する（同縮小）ことが諮られた。この法案によるサブパート F 所得の範囲の変更には、外国ベース法人石油関連所得は含まれない。この結果、サブパート F 所得の範囲は、通常、消極的所得と軽課税（無形資産）所得に限定されることになる。

この新しいサブパート F 所得の範囲において、CFC の議決権株式の 10%以上所有する米国居住株主が、対象課税年度において、米国法人に適用される最高法人税率の 50%超（つまり、米国法人税率が 35%の場合は、17.5%超）の実効税率にて、CFC が課税されていると立証しない限り、CFC の総所得が軽課税所得であるとされる。この実効税率の算出には、CFC が事業活動を行っている国ごとに、高税率国を除外²⁵する場合の原則と同様の原則が適用されることによって決定される。当期損失及び繰越欠損金は実効税率の算定に考慮されないが、損金は適切に割り当てることが求められる。

一定の適格事業所得（"Qualified business income"）に該当する場合、無形資産から生じる所得を除き、実効税率が 17.5%以下となる所得であっても適用除外とすることができる。適格事業所得は、CFC の所在国において物理的な事業所や一定の事業を営む場所を有し、そこで実際に役員や従業員によって執行された、積極的な事業活動から生じた CFC の所得である。この場合の CFC の所在国の役員や従業員の活動は実体があり、所得の発生につながる事業活動のすべての機能であるとみなされるよう、その国において事業活動の重要な部分を執り行うものでなければならない。

2. 2013 年の国際課税の改正に関するポーカーズ前議長のディスカッションレポート

当該レポートには、以下の 2 つの抜本的な改正案を含んでいる。

- ① 資本参加免税制度の導入
- ② 全所得をサブパート F 所得とみなす規定 (Full inclusion) 及び最低限課税 (Minimum tax regime) の採用

²⁴ February 9, 2012 by Statement of Senator Michael B. Enzi

²⁵ 内国歳入法第 954 条(b)(4)

資本参加免税制度案に関連して、外国同族会社所得および保険所得からの De Minimis Rule の適用による免除規定が廃止される。さらに、資本参加免税制度案のもと、サブパート F 所得に、「米国関連所得」と、「軽課税所得」の2つの新しいカテゴリーが提案されている。

米国関連所得は、CFC の輸入資産所得とその米国役務提供所得の合計である。

輸入資産所得は、輸入資産の製造、加工、栽培、蒸留、販売・交換その他処分、リース・レンタル、ライセンスによる所得である。輸入資産は、CFC 又はその関連者によって米国内に輸入された資産である。最終的に米国に輸入され、米国内での使用・消費・処分のための販売の前に、その資産のすべての販売、交換その他処分（又は、製品や部品に使用）が関連者内で行われている場合、CFC は当該資産を米国に輸入する合理的な期待をそもそも有していたとみなされる。

米国役務提供所得²⁶は、米国の人や物に対して提供された保険・再保険・年金契約・銀行・金融・その他類似事業を含む役務提供に関して生じた所得である。これには輸入資産所得は含まれない。

軽課税所得は、サブパート F 所得のその他の分類に含まれない、実効税率が米国の最高法人税率の 80%未満で課税される全ての所得である。当該軽課税所得には、同一の関連会社グループを構成する他の CFC から収受する配当金は含まれない。

また、外国同族会社所得の定義の修正が提案されている。外国同族会社所得及び保険所得の De Minimis Rule の適用による免税規定が廃止される。そのほか、外国為替事業の除外規定の縮小、国外融資利子免除の廃止、及び特定資産を扱う正規の販売業者の恒久的な適用除外措置の拡大も含められている。当該修正案には、CFC の look-through Rule の復活・延長は含まれていないが、配当金、利子、貸付及びロイヤルティの Same-Country Exception を調整するものである。

積極的な金融業や、保険業務による CFC 税制の適用除外規定を恒久税制とするよう提案されており、同時に、各適用除外規定の適用に必要な条件を満たす活動を明確にする変更が含まれている。規制金融機関または米国外の非関連者との取引である貸付、金融、又は金融サービス業（"lending, finance, or financial services business"）の積極的・経常的な事業活動から得る所得が総所得の 80%以上であるいずれかの CFC は適用除外となる。この提案は、"lending, finance, or financial services business"の用語が意味する事業のリスト化

²⁶ 米国での事業活動に係る米国実質関連所得とは異なり、CFC の設立国から提供される米国の人や物に対する役務に対する所得であることに留意されたい。

や、銀行を監督するバーゼル委員会の規制基準の対象となる事業体を含む規制金融機関の定義を提供している。

第2節 フランス

第1款 CFC税制の概要

1. 対象外国子会社（又は支店）

フランスにおいても、日本と同様、タックスヘイブン対策税制がある。この取り扱いを受ける外国子会社（CFC）は、以下のいずれかの要件を満たす場合である。

- ① フランスの法人税の納税義務を負うフランスで設立された法人（1社）がその外国子会社の株式、持分、財政上の権利、又は議決権の50%超を直接間接²⁷に所有していること
- ② 外国子会社が上場されている場合、当該外国子会社を5%以上所有する複数のフランス法人が共同で当該外国子会社を合計で50%超を所有していること
- ③ 外国子会社が非上場の場合、当該外国子会社を複数のフランス法人が当該外国子会社を共同所有しているか否かに係らず、合計で50%超を所有していること

また、フランス法人税法上、他の多くの国々と異なり、フランスは厳格な属地主義を採用しているため、フランス法人の外国の恒久的施設または支店の利益はフランスでは課税されない。そのため、外国支店及びPEを通じた租税回避を防止するため、フランスのCFC制度において外国支店及びPEも含むことになる。以下、CFCは外国子会社と支店及びPEを含むこととする。

2. トリガー税率（租税負担割合）

CFCがPrivileged Tax Regimeの恩典（つまり、軽課税国の恩典）を享受している場合は、適用除外規定を満たさないかぎり、CFCの所得は合算課税の対象となる。ここで、CFCにおいて課税が生じない、または、CFCの租税負担割合がフランス法人であれば課されていたであろうフランス法人税の50%未満である場合、CFCはPrivileged Tax Regimeの恩典を受けているとみなされる。

現在（2014年度）において、フランスの法人税率は33 1/3%と、売上が7,630,000ユーロを超える法人は763,000ユーロを超える法人税に対して3.3%の追加社会保障税（実効税率33

²⁷ 当該フランス法人の従業員や法的代理人（または、これらの家族）、当該フランス法人を支配する事業体により支配される事業体、当該フランス法人と経済的に依存する関係のあるビジネスパートナーによって所有される割合も含まれる。

1/3% x 103.3% = 34.43%)、売上が 2.5 億ユーロを超える法人はさらに税額控除前の法人税に対して追加付加税 10.7% ($33 \frac{1}{3}\% \times (100\% + 3.3\% + 10.7\%) = 38\%$) が課される。

3. 合算対象所得

3.1. 原則

金融及び保険事業について特別な規定がある訳ではなく、一般の CFC 税制の規定に基づき、合算対象となる所得が決定される。また、フランスの CFC 税制は、米国のインカムアプローチと異なり、エンティティアプローチが適用される。そのため、CFC 税制の適用を受ける場合は、CFC のすべての所得が合算対象所得とされる。

CFC である外国子会社が稼得する所得は、フランス税法 209 条 B-I においてみなし分配とされる。そして、フランス法人はその外国子会社の所有割合に応じて合算することになる。一方で、CFC とみなされる外国支店や PE の稼得した所得は、すべての所得が合算対象となる。

CFC の所得は、CFC の課税年度終了の翌月のはじめに取得されたとみなされ、フランス法人において課税される。

また、CFC の所得がフランスで課税されたなら発生するであろう法人税額の算定が必要となる。

一方、CFC において発生した現地法人税は、フランス法人税法上の法人税に該当するかぎり、CFC の所得を合算したフランス法人は外国税額控除の適用を受けることができる²⁸。また、CFC による配当、利子、手数料に関わる源泉税の徴収もフランスでの外国税額控除の対象となる²⁹。

3.2. 合算対象所得の算定

CFC の所得計算には、事業年度期首の貸借対照表³⁰を基礎にして、フランス法人税法の計算規則³¹を適用する。そして、フランスでの所得と合算して、上述のフランス法人税率で課税される。

²⁸ Article 102, Appendix II

²⁹ Article 102, Appendix II XA

³⁰ Article 209 B

³¹ Article 102 U, Annex II

親会社の損失は CFC の利益と相殺することができるが、CFC で生じた損失は、フランス親会社の所得と相殺できない。しかし、CFC の翌期以降の所得と相殺するために繰延べることができる。

第2款 適用除外基準

1. 概要

セーフハーバー条項が設けられており、CFC が所在地国で実質的に商工業活動 (industrial activity or commercial activity) を行っている場合 (すなわち、軽課税国での活動が租税回避目的でない場合)、CFC 税制における合算課税の適用はされない。

2012年8月18日以降、EU域外の軽課税国に所在するCFCが、実質的に商工業活動を行っていることを証明しない限り、CFC税制が適用されることになる。EU域内においては、租税回避を目的としたストラクチャーを組成しない限り、CFC税制は適用されないと考えられる。

2. EU域外の事業体 (“The non-EU exception”)

CFCの適用除外規定の適用を受けるためには、CFCがNon-Cooperative State or Territory (NCST)³²とみなされる国で設立されておらず、CFCの事業の①効果 (Effect) と②目的 (Purpose) が所得を軽課税国に移転することではないことを証明しなければならない。

第1の適用除外要件であるCFCの事業の効果に関して、CFCの設立国で得られた税務上のメリットと税務以外のメリットの定量的比較を行い、CFCをその国に設立したことに税務メリットがあるのではなく、主たるメリットが他にあることをフランス税務当局に示さなければならない。しかし、このような定量的比較の仕方に係る規定やフランス税務当局からのガイドラインはない。

実務的には、この効果についての判断基準の参考になる基準の一つとして、軽課税国に設立された子会社を通じて事業を営むフランス金融機関のケースがある。このケースでは、以下のことを証明することにより、フランス法人がCFCをフランス以外の国に設立した効果が、所得の移転ではないことを証明した。

- ① CFCの設立国は金融事業においてよく知られた国際証券市場である。
- ② CFCの設立国はその事業において有能な従業員及び施設が充実している。

³² Article 238-0 Aのもと、以下の要件を満たす場合、CFCの設立国は非協力的な国とみなされる。

- ① EUのメンバー国ではない。
- ② OECDのGlobal Forum on Transparency and Exchange of Informationの監視下にある。
- ③ フランス、または、その他12か国と情報交換に関わる規定を租税条約において締結していない。ただし、スイスはこのような国とはみなされず、また、これに該当する国は現在数か国に限定されている。

第2の要件である CFC がその国に設立された目的に関して、その設立目的が主に節税ではなく、また、現地での事業は消極的所得を稼得することではないと証明しなければならない。

つまり、CFC が以下のような商工業活動を実質的に営んでいることを説明することにより、節税を主たる目的としたものではないことが証明されることになる³³。

フランス税務当局のガイドラインによれば、工業活動とは製品の生産及び加工等であるとし、商業活動は以下がリストされている。

- ① 再販売又はレンタルのための商品の購入
- ② 金融・保険を含む役務の提供。ただし、農業、知的活動、鉱業、不動産賃貸業などの現地を土着とする活動や弁護士、公認会計士、設計士、医者などの専門的なサービスを除く。

CFC が実際に設立されており、上記の商工業活動を、施設、人的資源等を用いて、完全な商業サイクル活動のもと、実質的に営んでいることを証明する必要がある。実際には、持株会社機能を有する CFC の活動が、重要な事業活動の機能を有している場合は、その実体を説明することにより、CFC は単なる殻の会社であるとはみなされず、適用除外が適用できると考えられる。

商工業活動が実質的に営まれているか否かに関しては、その事業ごとに、個々の状況に応じて判断される。また、商工業活動が「実質的」であるためには、CFC が所在する国において管理支配されていることを証明しなければならない。

例えば、具体的な基準として以下が挙げられる。

- 施設や装置： 住所があり、経営陣と従業員を繋ぐ電話等の通信手段を有していること
- 従業員： 会社の方針の実行のための有能な従業員を有していること
- 銀行口座： CFC が所在する国で、少なくとも1つの銀行口座を有していること
- 会計： CFC が所在する国で、会計帳簿が保管されていること
- 管理支配： 実体ある管理支配が CFC の所在する国で行われていること（例えば、通常株主総会や会計の承認が CFC の所在する国で行われていること）

³³ CFC 設立国での実質的な商工業活動が営まれている要件は 209 条 IIIB の旧条項に言及されているが、2012 年財政法の改正により、現在は現地市場で事業を営まなければならないとの要件は不要となっている。旧条項においては、①所得の 20%超が消極的な所得、または、②50%超が金融サービスを含む関連者サービスの提供である場合、CFC 税制の適用を受けることになっていた。一方、現在においては、他の適切な書類による証明に基づき、CFC の設立国において実質的な商工業活動を営んでいることが要件となっている。

上記の要件のもと、CFCの居住国で実質的な商工業活動を行っていることが証明できない場合、さらに、軽課税国に所得を移すことが、主な事業の目的ではないと証明したフランス法人に対して免除規定が適用されている。

例えば、フランスの金融機関によって香港に子会社が設立されたケースにおいて、ヴェルサイユ行政審判所³⁴は以下の理由で法人設立の主な実体は所得を軽課税国に移すものではないとの判断を下した。

- ① フランスから当該事業を行うことは時間的な制約から不可能であり、現地時間で事業を行う必要があったこと
- ② アジア市場に精通した現地従業員を雇用することが事業に必要であったこと

3. EU域内の事業体 ("The EU exception")

CFC税制は、EU加盟国に設立されたCFCに対しては、それらの法人がフランス法を回避する目的で人為的な取り組みがされたものについてのみ、適用される。

フランス税法にも、フランス税務当局のガイドラインにも、人為的な取り組みについて定められていない。しかし、フランス税務当局は欧州裁判所の判例を通常引用しており、全体のうち、そのスキームの主要な目的が法の潜脱であると解される場合には、人為的なスキームに該当するとされる。

法の潜脱でないといみなされるためには、① 設立の実体（つまり、施設、設備、従業員の存在）及び② 実体ある経済活動が行われていること、を証明する必要があり、その証明が認められる場合はCFC税制の適用は除外されることになる。

フランス税務当局は、以下の通り *Sagal Case Law*³⁵の事実・背景を考慮して上記の概念を示している。

フランス法人によるEU域内の金融機関の株式の取得及び軽課税率の享受は、その金融機関には専門的なノウハウがなく、その金融機関を組成する銀行団に依拠しており、実体がない場合は、人為的なスキームとみなされるとした。このケースでは、フランス法人の唯一の目的は、ルクセンブルクにおける税務メリットの享受であるとされた。

³⁴ Administrative Court of Appeal of Versailles, July 18th, 2013 n°12VE04202 and 12VE04358 SA BNP Paribas

³⁵ Administrative Supreme Court, May 18th, 2005 Sagal. この判例は一般的租税回避防止規則（GAAR (General Anti-Avoidance rule)）に基づいており、CFC税制ではない。一般的租税回避防止規則は、CFC規則を適用することができないとき、フランス税務当局によって使われる。しかし、フランス税務当局は法の濫用について立証しなければならない。

また、EU 理事会はその加盟国に対して、以下の通り、所得が CFC に人為的に移されたかを判断するための一定の基準を提示している。

- ① 所得に貢献する経済的、商業的理由が不十分であり、それゆえに経済的実体を反映していない。
- ② 法人の設立が、経済活動を実施する意図と対応していない。
- ③ CFC による表向き行われている活動と、施設、設備、従業員の物理的な存在との間に相関関係がない。
- ④ 事業活動に比して、必要以上に資本金が大きい
- ⑤ 経済合理性や事業上の必要性に欠けるなど、通常の事業利益に反して、租税回避目的がなければ締結しないような契約を締結していること

2. CFC 税制の導入・改正の経緯

多くの OECD 加盟諸国とは異なり、フランス法人税は属地主義 (Territoriality principle) を採用している。実際、フランス内での事業より稼得する所得、及び、租税条約でフランスに帰属することになる所得に対してフランス法人税が課される。その一方で、国外事業を通して稼得した所得は原則として課税されず、損失も認識されない。

フランスにおいて、1920 年代以来大きな変更がなく、消極的所得である国外源泉の配当は、資本参加免税制度の適用を受ける。資本参加免税は、国内外の子会社の持分を 5%以上、2 年間以上所有する場合に適用を受けることができる³⁶。

CFC 税制は上述の資本参加免税制度の濫用防止のため 1980 年に導入された。初期においては、CFC 税制は CFC からの実際の配当がなかったとしても、フランスで法人税を納付する法人が 25%以上所有する軽課税国の外国子会社において稼得する所得を合算課税する。ただし、現地市場において実質的な事業活動を営んでいる場合、CFC 税制の適用除外を受けることが可能となっていた。

1993 年の財政法において、軽課税国へのフランス法人の直接の進出 (外国支店) に対しても CFC 税制の適用を受けることとなった。

2002 年 6 月 28 日の Schneider Electric³⁷のフランス行政最高裁判所のケースにおいて、フランス・スイス租税条約において、フランス CFC 税制と租税条約の取り扱いに齟齬が生じ

³⁶ ただし、配当金の 5%の金額は、損金不算入の関連費用であるとみなされる。そのため、3.3%の法人付加税が課される大法人の場合、配当金は 1.72% (= 5% x 33 1/3% x (1 + 3.3%)) の実効税率で課税される。

るとして、租税条約の事業所得条項に基づき、フランスでの課税は認められないこととなった。その結果、改正により、当該所得をその他の所得に分類されるみなし分配として、課税することとした。

また、EU 域内の設立自由の原則においてフランスの CFC 税制が異議申し立てをされるのを避けるために、フランス議会は、法改正を提案した。しかし、欧州司法裁判所はキャドバリーシュウェッペス社のケース³⁸において、EU 内の CFC 税制は、人為的な仕組みを通じたフランス国内法の潜脱に関して適用される場合を除き、EU 域内設立自由の原則に反するとの判断を示した。

2012 年財政法の改正によって、脚注 33 で示すように、実質的な商工業活動の存在を適切な書類でもって証明することにより、CFC 税制の適用除外とすることができることとした。

以上、上述のような改正がなされ、現在に至っている。

³⁷ Schneider Electric (Conseil d'Etat, 28 June 2002, n° 232276)

³⁸ Cadbury Schweppes case (ECJ September 12th, 2006 C196-04)

第3款 BEPSに関する議論

BEPS行動計画3において、フランスを含むいくつかの国からなるワーキンググループ(WG 11)は、自国のCFC税制に関して情報を交換し、報告書をまとめている。

この報告書の目的は、CFC税制の強化、利益の移転の効果的な回避策の作成、他国も同様にCFC税制強化の規定を導入することの主張のためにそれぞれのCFC税制の取り扱いについてその長短を検討することにある。

この点において推奨されている内容は以下の観点である。

- ① CFC税制の対象となる外国子会社の持分及び支配の基準
- ② CFC課税の範囲
- ③ CFC課税に考慮される所得（消極的所得及び積極的所得）
- ④ 二重課税排除の方法

2014年3月20日の第1回会合での主たる所見は、フランスが採用する協力的又は非協力的な管轄地域の概念の使用を含むCFC税制適用の対象外国子会社の持分基準がCFC税制にとって適切であるとされた。しかし、積極的所得又は消極的所得の判断基準は、実体基準や例外措置に基づく新たな方法を取り入れるべきであるとされる。

以上